

(介護予防) 認知症対応型通所介護重要事項説明書

＜令和6年12月13日現在＞

あなたに対する(介護予防)認知症対応型通所介護サービスの提供開始にあたり厚生労働省令第34条第3条の7に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ドリームケア大潟の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	ドリームケア大潟
所在地	佐世保市大潟町 149-1
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護（単独型） 介護予防認知症対応型通所介護（単独型）
サービスを提供する対象地域※	佐世保市全域（離島を除く）

(2) 当事業所の職員体制

令和6年6月1日現在

職 種	員数	業務内容
管理者	1 名	・職員及び業務の管理
生活相談員	1 名以上	・サービスの調整、相談・認知症対応型通所介護計画作成
機能訓練 指導員	1 名以上	・機能訓練
看護職員		・保健衛生及び看護業務
介護職員	2 名以上	・日常生活介護業務

(3) サービス提供時間の職員配置

職種	サービス提供時間を通じての人員配置		兼任の状況	備考
生活相談員	1～2 名		3名介護職員兼任	
介護職員	1～4 名	1～6 名	3名生活相談員兼任	
看護職員	1～2 名		2名機能訓練指導員兼任	
機能訓練指導員	1～2 名		2名看護職員兼任	2時間以上の勤務

(4) 当事業所の設備の概要

定 員	12 名		静養室	1 室
食堂 及び 機能訓練室	1 室	56.68 m ² (合計)	相談室	1 室
浴 室	一般浴槽のみ		送迎車	3 台

(5) 営業日及び時間等

① 営業日及び時間

毎 日	8 時 30 分～17 時 30 分
-----	--------------------

② サービス提供時間

毎 日	9 時 00 分～17 時 00 分
-----	--------------------

※ 上記サービス提供時間については、利用者の希望、交通網の状況により前後することもあります。その場合は、実質的なサービス提供時間に合わせ利用料計上を行います。

※ 時間延長対応については個別の相談に極力対応させていただき、延長は 3 時間まで可能です。料金については基本料金表をご覧ください。
その体制については当日の勤務職員の勤務延長にて対応することを基本とし、具体的な内容については状況により適切に対応いたします。

2 サービス内容

- ① 生活指導（相談援助等）
- ② 機能訓練（日常動作訓練）
- ③ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- ④ 介護方法の指導（家族介護者教室）
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 食事提供
- ⑦ 入浴介助
- ⑧ 送迎

3 利用料その他の費用の額

介護度に基づくサービス費の負担割合(下表の 1 割、2 割又は 3 割負担)

《 (介護予防)認知症対応型通所介護(単独型)：5 時間以上 6 時間未満 》

介護度	基本単価	個別加算					
		入浴介助 加算 I	個別機能 訓練加算	サービス 提供体制 強化加算 (I)	介護職員等処遇改 善加算 I	科学的介護推進 体制加算	若年性 認知症 利用者 受入加算
要支援 1	7,410 円	400 円/日	270 円/日	220 円/日	ご利用料金総額の 18.1%	400 円/月	600 円/日 *注 1
要支援 2	8,280 円						
要介護 1	8,580 円						
要介護 2	9,500 円						
要介護 3	10,400 円						
要介護 4	11,320 円						
要介護 5	12,250 円						

※注 1 第 2 号被保険者：40 歳～64 歳

※短縮の場合は 3 時間以上 4 時間未満・4 時間以上 5 時間未満の料金に移行します。

※延長の場合は 6 時間以上 7 時間未満の料金に移行します

《 (介護予防)認知症対応型通所介護(単独型)：6 時間以上 7 時間未満 》

介護度	基本単価	個別加算					
		入浴介助 加算 I	個別機能 訓練加算	サービス 提供体制 強化加算 (I)	介護職員等処遇改 善加算 I	科学的介護推進 体制加算	若年性認知症 利用者 受入加算
要支援 1	7,600 円	400 円/日	270 円/日	220 円/日	ご利用料金総額 の 18.1%	400 円/月	600 円/日 *注 1
要支援 2	8,510 円						
要介護 1	8,800 円						
要介護 2	9,740 円						
要介護 3	10,660 円						
要介護 4	11,610 円						
要介護 5	12,560 円						

※注 1 第 2 号被保険者：40 歳～64 歳

※延長の場合は 7 時間以上 8 時間未満の料金に移行します。

サービス提供体制強化加算 (I)

○介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 70%以上配置されている場合

介護度	単位数
要支援 1～2、要介護 1～5	22 単位/回

但し、サービス提供体制強化加算につきましては、介護福祉士の増減、職員の増減で変動します。

※現在、当事業所においてはサービス提供強化加算 (I) を算定しております。

事業所が送迎を行わない場合

○ご利用者が自ら通われる場合やご家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合は減算となります。

介護度	単位数
要支援 1～2 要介護 1～5	▲47 単位/片道

科学的介護推進体制加算

○利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しケアの向上の取り組みを評価することが条件で算定致します。

介護度	単位数
要支援 1～2 要介護 1～5	40 単位/月

前頁上表の一割の金額に食費 540 円 [昼食およびオヤツ] の金額を追加した額が、ご利用者様の負担金額となります。

○オムツ代、レク材料費、行事参加費、その他ご利用者負担が適当と認められる費用に関しては随時、ご利用者、またはそのご家族に説明のうえ徴収するものとする。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

サービスの提供にあたっては契約締結後、居宅サービス計画書に基づき作成された（介護予防）認知症対応型通所介護計画書に則って提供を開始致します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス（契約）の終了

① お客さまのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、お客さまは文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客さまのサービス利用料金の支払いが、ドリームケア大潟契約書第6条第3項に定める期日より1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告日より10日以内にお支払いがない場合、お客さまが正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返された場合、お客さまが入院もしくは病気等により、最終サービス利用日より1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客さまやご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5 ドリームケア大潟 のデイサービスの特徴等

(1) 事業の目的

社会福祉法人 佐世保白寿会が開設するドリームケア大潟（以下「事業所」という。）が行なう認知症対応型通所介護(単独型)又は介護予防認知症対応型通所介護(単独型)の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「通所介護員等」という。）等が居宅要介護又は要支援状態にある認知症高齢者等に対し、適正な認知症対応型通所介護事業又は介護予防認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

①事業所の介護職員等は、認知症を有する居宅要介護者等について、生活の質の向上に

むけて自立の援助とその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る為、入浴及び食事、排泄の介護その他生活全般、及び認知症ケア(学習療法等)の提供により、地域に根差し個別的に援助を行なうものとする。

②事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
時間延長の可否	○	介護保険に基づく加算の対象となります。
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	

(4) サービス利用にあたっての留意事項

※利用に際して ……要介護者等の病状・症状を把握し、適正な認知症対応型通所介護事業又は介護予防認知症対応型通所介護事業のサービスの提供の為、主治医意見書の写し又は医師の診断書等を提供してもらうものとする。

※送迎時間の連絡 ……来所時に次回の送迎時間をお伝えしています。

※体調確認 ……体温、血圧、脈拍を測定し連絡帳に記載いたします。

※体調不良等による

サービスの中止、変更……当日の健康チェックの結果、サービス内容の変更・中止をすることがあります。ご病気の場合はサービスの提供をお断りすることがあります。また、ご利用中に体調が悪くなられた場合も同様です。いずれの場合もご家族と連絡のうえ、必要に応じて主治医等に連絡するなど必要な措置をとります。

※連絡事項 ……主治医を定期的に受診し、医師からの注意事項や体調の不良の変化等がある場合は、必ずご連絡ください。

※報告事項 ……感染症（結核、肝炎、MRSA 伝染性の皮膚病）がある場合は、必ず事前にお申し出ください。
事業所が必要と認めた場合は、診断書をとっていただくことがあります。

※相談 ……介護のことなどで、お悩みのこと、ご家族でお困りのこと、心配なことがありましたら何でもお気軽にご相談ください。

※送迎・食事の

キャンセル ……（送迎）当日午前 8 時 30 分までにご連絡下さい。
（食事）当日午前 8 時 30 分までにご連絡下さい。
キャンセルのお申込の時間によってはお食事代を請求させていただく場合があります。

※時間変更 ……必要に応じてご連絡いたします。

※サービス日の振替 ……サービス中止した場合、定員枠に余裕があればご希望に応じ同月の別の日にサービスの提供を受けることが出来ます。

※その他 ……多額の金銭と貴重品はご持参なさないでください。また、ご利用者間の金銭の貸し借りや、食べ物及び物品のやり取り

はご遠慮ください。

事業所内での政治活動、宗教活動、品物の販売等は禁止いたします。

ご利用者様、ご家族様からの心づけは堅くお断りいたします。
※金銭について

現金や貴金属を持ってこられ、紛失された場合、当事業所は一切の責任は負いません。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医
ご親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 非常災害対策

- ・防災時の対応 自衛消防防災組織により災害、地震、その他の災害からご利用者の生命身体
の保護を行い、避難場所等関係機関への連絡を行う。
- ・防災設備 消火器
- ・防災訓練 通報、消火、避難等の部分訓練
総合訓練 年2回以上の実施
- ・防災責任者 防火責任者 小林 久美子

8 ご利用にかかるご相談、苦情の受け付け

① 事業所が提供するサービスについての相談・苦情窓口

担当 生活相談員 前田 啓子 電話 0956 (47) 4003

② 当事業所ご利用者 苦情解決責任者

担当 管理者 小林 久美子 電話 0956 (42) 3200

③その他

当事業所以外に行政機関等の窓口にご相談したり苦情を伝えることができます。

佐世保市長寿社会課 0956-24-1111

長崎県長寿社会課 095-895-2431

長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課 095-826-7293

社会福祉法人 佐世保白寿会 法人本部

長崎県佐世保市鹿子前町 904-1 0956-28-1181

9 サービスの第三者評価

第三者による評価の実施状況 なし 当該結果の開示状況 なし

10 事故発生時の対応

当事業所の認知症対応型通所介護サービスのご提供により、事故が発生した場合は、法令等で定める必要な措置を迅速に講じ、損害賠償の責を負うものと致します。また、再発防止の為、原因追及と必要な対策を講じます。

11 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12 衛生管理及び感染症対策事項

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

13 従業者の質の確保

- (1) 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。
- (2) 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。